

令和 6 年度 差別に関する相談案件・出前講座の状況

1. 令和 6 年度 差別に関する相談件数 3 件

①不当な差別的取扱いに関するもの	1 件(2 件)
②合理的配慮の提供に関するもの	2 件(3 件)
③環境の整備の提供に関するもの	0 件(1 件) ※かっこ内は R5 年度

(相談内容と対応)

① 不当な差別的取扱い

(内容)本人(聴覚障がい、補聴器使用)は介護施設の介護職員。朝礼中に上司である相談員の指示が聞き取れなかつたので後で聞こうとしたら、相談員から「聞こえないなら(近くの)聞こえる場所にいたらいいでしょう」と言われショックを受けた。市からこの発言は差別的な言葉だと事業所に伝えてほしい。(来庁)

(対応)障がい者福祉課職員が施設を訪問し所長と面談。

本人が差別的な発言だと感じたこと、言葉の選択に配慮してコミュニケーションに努めることが大事だと伝えた。所長は既に相談員から報告を受けており、言葉の選択に一層配慮するよう職員に伝えると回答があった。

②-1 合理的配慮の提供

(内容)本人(視覚障がい、肢体不自由)は歩行器を使用。市内のバス乗車時に運転手から介助者がいないと乗せないと言われた。目が不自由で降車ボタンが押せないので降りたい旨発言したが無視された。苦情を言ったらクレーマーの話は聞かないと言われた。(電話)

(対応)本人がバス会社に赴いて抗議。

障がい者福祉課も同席し、合理的配慮の提供を行うよう注意した。

バス会社は非を認め、社内教育の徹底を図ると回答あり。

②-2 合理的配慮の提供

(内容)盲導犬利用者が飲食店(居酒屋)を利用しようとしたら、動物お断りの理由で入店を断られた。後日、相談支援専門員を通じて、市から事業者へ注意して欲しいと電話連絡があった。

(対応)当該飲食店から電話聞き取り。

当日対応した従業員によると、店舗が狭く当日は予約もあり満席になる見込みで、盲導犬が足元で待てる席を用意できなかった。無理をすると他の客が盲導犬を踏んだり、クレームが出たりする恐れがあると考えた。

これらの事情を本人に説明せずに、入り口付近に盲導犬をつなぐことを提案したが断られたため、入店をお断りした。聴覚障がいの客とは筆談するなど配慮もしているが、今回は面積的な余裕がなかった。

障がい者福祉課から、事業者は補助犬を受け入れる義務があること、双方が建設的な対話で落としどころを見つけることが大事だと伝え、今後の適切な対応を依頼し、了解された。

2. 令和6年度出前講座の実施状況

①障がい理解差別解消の出前講座 6回 延べ387人

主な実施先 企業、中学校、地区社協、民生児童委員

②手話出前講座 24回 延べ717人

主な実施先 小学校、高校、児童クラブ、放課後等デイサービス事業所、
専門学校福祉系学科 民生児童委員 など